

提供年月日：令和 6 年 6 月 5 日

担当：日野町総務課 地域防災室

連絡先：Tel0748-52-1211(代表)

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく略式代執行の実施について

倒壊する危険性が高い町内に存する特定空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項に基づき略式代執行を実施しますので、お知らせします。

執行日：令和 6 年 6 月 12 日（水曜日）10:00 開始予定

（工期は執行日から令和 6 年 8 月 9 日まで）

工事名：令和 6 年度 第 11-工建 3 号 石原地先特定空家等解体工事

目 的：所有者が確知できない著しく保安上危険な家屋等の除去および処分（空家等対策の推進に関する特別措置法第 22 条第 10 項に基づく略式代執行）

所在地：滋賀県蒲生郡日野町大字石原 1202 番 1

対象物：店舗兼住宅 1 棟 木・軽量鉄骨造瓦葺 2 階建（延床面積 171.61 m²）

略式代執行を行う理由：

前面道路である町道三十坪・石原線は近江鉄道バスの運行路線になっており、車両の通行量も多い。火災の損傷により建物の一部が道路側へ傾斜しており、大変危険な状況にあり、法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等に該当する。このまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険かつ衛生上有害となるおそれがある。

当該特定空家等は、調査の結果、土地建物の所有者が死亡し、相続権者はすべて死亡あるいは相続放棄されていることから、必要な措置を命ぜられるべき者を確知できずその措置を講ずることができないため、今後必要な措置をとるように日野町掲示板により公告したところ、措置の期限(令和 6 年 4 月 25 日)までに必要な措置が履行されなかったため、法第 22 条第 10 項の規定に基づくいわゆる「略式代執行」により特定空家等の除却を実施する。

経 過：R 4. 8. 15 火災発生（日野町大字石原 1202 番 1）

R 6. 1. 31 日野町空家等対策推進協議会にて当該空家等の現状を報告

R 6. 2. 13 特定空家等に町が認定

R 6. 3. 12 全法定相続人が相続放棄したことを裁判所通知により確認

R 6. 4. 10 法第 22 条第 10 項後段の規定に基づき、「特定空家等の解体、撤去および処分について」を公告する(措置の期限:令和 6 年 4 月 25 日)。

R 6. 4. 26 町が略式代執行を行うことを決定

R 6. 5. 29 石原特定空家等解体工事として落札業者と契約（5 月 20 日開札）

取材について：

- ・略式代執行を開始する 6 月 12 日（水）は、午前 9 時 30 分から午前 10 時に担当職員が現地にて取材対応させていただきます。
- ・取材を希望される方は 6 月 10 日（月）午後 3 時までに総務課 地域防災室（0748-52-1211）までご連絡ください。
- ・駐車場は位置図のとおりです。

位置図：

